

大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

大和市長 大木 哲

大和市規則第16号

大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和44年大和市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「の規定による」を「に規定する」に改め、「の支給の基準」を削り、「次に掲げるとおりとする」を「自ら居住する住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下「家賃」という。）を支払っている職員に支給する」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「前項第1号」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

第52条第1項中「及び非常勤職員」を削り、「当該勤務1時間につき、臨時的任用職員にあっては条例第9条の規定により算出した額に、非常勤職員のうち日額で定められている者にあつては日額を勤務時間で除して得た額に、時間給で定められている者にあつては時間給の額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額（次条において「割増時間給」という。）」を「それぞれ条例第17条又は第18条の規定に準じて算定した額」に改め、同条後段及び各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 非常勤職員が時間外勤務を行った場合は、当該勤務1時間につき、日額で定められている者にあつては日額を勤務時間で除して得た額に、時間給で定められている者にあつては時間給の額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額（次条において「割増時間給」という。）を割増賃金として支給する。この場合において、それぞれの額に50銭未満の端数を生じたときにはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれ

を1円に切り上げるものとする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（休日を除く。）における勤務 100分の125（午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務にあつては、100分の150）

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135（午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務にあつては、100分の160）

別表第1、イ 消防職給料表の適用を受ける者の表7級の項管理職手当の額の欄中「97,000円」を「91,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第17条の規定にかかわらず、その所有に係る住宅（職員が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅又は職員の扶養親族たる者が所有する住宅若しくはその者が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅を含む。）に居住している世帯主である職員については、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める額を住居手当として支給する。

(1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで 月額11,500円

(2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで 月額6,500円